

福祉施設整備担当  
障害者福祉課

(仮称) 障害者グループホーム南青山の管理運営について

(仮称) 南青山二丁目公共施設に整備する障害者グループホームの管理運営について、令和7年4月の開設に向けて以下のとおり定めます。

1 障害者グループホームの名称及び位置等

(1) 名称

施設の名称は、「港区立障害者グループホーム南青山」とします。

(2) 位置等 (別紙参照)

所在地	港区南青山二丁目6番3号
延床面積	約640㎡ (1フロアあたり約320㎡)
諸室概要	居室 (各フロア5室)、キッチン、トイレ、浴室、脱衣室、洗濯室、事務室、世話人室、ダイニング、倉庫

(3) (仮称) 南青山二丁目公共施設のフロア構成

5階	精神障害者グループホーム (5室)		
4階	知的障害者グループホーム (5室)		
3階	小規模多機能型居宅介護施設 訪問看護事業所		
2階			
1階	区民協働スペース	防災備蓄倉庫	地域用備蓄倉庫及び会議室

2 グループホームの類型

(1) 知的障害者グループホーム (4階)

安定的な支援のため、入居期限を定めない滞在型グループホームとします。

(2) 精神障害者グループホーム (5階)

単身生活への移行等を支援するため、東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領に基づくおおむね3年間を入居期限とする通過型グループホームとします。

3 入居対象者

- ・区内に住所を有し、共同生活援助に係る障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方。
- ・知的障害者グループホームは、東京都愛の手帳交付要綱に基づき愛の手帳の交付を受けている方。
- ・精神障害者グループホームは、精神障害者保健福祉手帳を所持している方又は自立支援医療 (精神通院医療) を受給している方。

4 入居対象者の性別

現在の区内のグループホームは、女性を対象とした居室数が不足していること、利用者同士の安全・安心や家族からも同性を望む声があることから、知的障害者グループホーム、精神障害者グループホームともに、入居対象者は女性とします。

## 5 入居者の決定方法

関係各課職員等で構成する入居調整会議を設置し、入居者の選考を実施した上で、入居者を決定します。

## 6 管理運営の方法

障害者グループホームは、様々な障害特性のある障害者が複数人で共同生活を送る施設であり、障害特性に応じた日常の生活支援や体調不良をはじめとした緊急時、夜間時の対応など、その管理運営には高い専門性とその時々状況に応じた柔軟な対応が必要です。事業者が持つノウハウ、アイデア、専門性を活用して質の高い区民サービスを提供するため、指定管理者制度を導入します。

また、長期的に安定した運営が強く求められる施設であるため、指定期間は10年間とします。

## 7 利用者負担

### (1) 障害福祉サービスの利用者負担

原則1割が利用者負担となります。なお、月ごとの利用者負担には上限があり、所得に応じて各区分の負担上限月額が設定されます。

<参考>利用者負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般	上記以外	37,200円

※世帯の範囲は、本人（18歳以上）とその配偶者

### (2) 特定費用（家賃等）

- (ア) 家賃 月額20,000円とします。
- (イ) 光熱水費 月額6,000円を超えない範囲とします。
- (ウ) 食材料費 月額33,000円を超えない範囲とします。

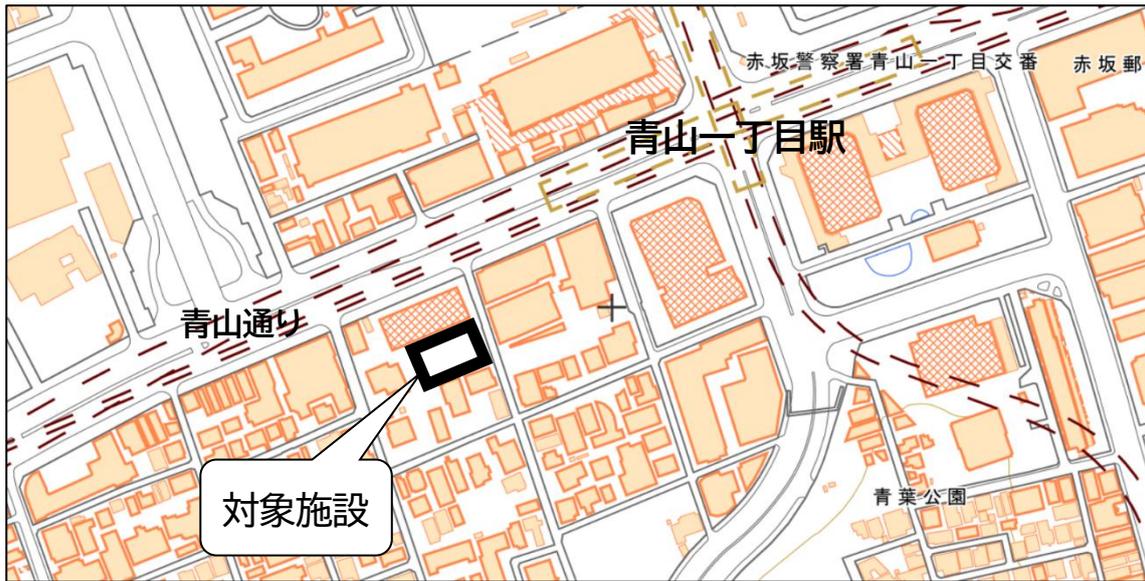
## 8 規定整備

港区立障害者グループホーム南青山を設置するに当たり、名称や位置、定員、入居対象者を規定するため、港区立障害者グループホーム条例等を一部改正します。

## 9 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年11月 令和5年第4回港区議会定例会（「港区立障害者グループホーム条例等」の改正案の提出）
- 令和6年 2月 指定管理者候補者の公募開始
- 9月 令和6年第3回港区議会定例会（指定管理者の指定議案の提出）
- 令和7年 1月 入居者募集開始
- 4月 施設開設、指定管理者運営開始

施設の位置



出典：地理院地図 GSI MAPS(国土地理院)を加工して作成

4階及び5階レイアウト図（イメージ）

